

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 8号 三条市農政対策協議会委員の推薦について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 農地潰廃通報について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員 | 3番 小川弘樹委員 |
| 4番 渡邊勝夫委員 | 5番 田邊敦子委員 |
| 6番 三師満夫委員 | 7番 五十嵐秀一委員 |
| 8番 小林茂宏委員 | 9番 坂井浩行委員 |
| 10番 原田勝委員 | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 15番 佐藤一富委員 |
| 16番 藤田吉則委員 | 17番 熊倉睦委員 |
| 18番 田邊稔委員 | 19番 佐藤裕雄委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 2番 阿部眞佐雄委員

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利 弥 委員	内山 清 委員
内山 敏 雄 委員	大桃 伸 之 委員
刈屋 一 夫 委員	蒲澤 利 嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正 之 委員
栞原 一 郎 委員	捧 幸 伸 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
松岡 博 一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

吉田 精 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義 隆
経営基盤係 主事	赤塚 由 依

午前9時25分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、小川弘樹委員、18番、田邊稔委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしということで御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

利用権設定に係る案件について御説明いたします。

3ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定8件、面積3万9,137平米であります。

それでは、戻りまして1ページの46番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

46番から53番までの8件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

46番は、吉野屋地内の農地1筆、5,002平米。

47番は、井栗地内ほかの農地11筆、1万1,567平米。

48番は、大面地内の農地1筆、4,175平米。

2ページをお願いします。

49番は、安代地内の農地2筆、3,304平米。

50番は、安代地内の農地4筆、9,744平米。

51番は、帯織地内の農地1筆、4,554平米。

52番は、森町地内の農地1筆、299平米。

3ページをお願いします。

53番は、森町地内の農地1筆、492平米。

以上8件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いいたします。

第1調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

改めましておはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、8月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定8件、面積3万9,137平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積3万7,159.59平米であります。

4ページにお戻りをお願いします。

11番は、西鱒田地内の農地1筆、1,780平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

12番は、北潟地内の農地1筆、241平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

13番及び14番は、東新保地内の農地それぞれ1筆、989平米を相対により譲受人、譲渡人が双方の交換により取得するものであります。

15番及び次ページ16番は、再設定2件、合計面積3万3,160.59平米であります。再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの2件、合計件数6件、面積3万7,159.59平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積203平米であります。

北入蔵一丁目地内の農地1筆、203平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条公共職業安定所西110メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請については、議第5号の37番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積203平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積339平米であります。

6番は、三貫地新田地内の農地1筆、109平米を自己住宅敷地の出入り用通路として利用したいものです。場所につきましては、景雲橋南詰の三貫地交差点南西220メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、福島新田地内の農地1筆、230平米を物置1棟及び自宅への通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、北陸自動車道上り栄スマートインター東側580メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合

計件数2件、面積339平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

10ページを御覧願います。今月の申請は13件で、合計面積3万265.23平米であります。

8ページにお戻りをお願いします。

37番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の6番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

38番は、令和元年12月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。三貫地地内の農地3筆、5,882平米を売買により取得し、工場2棟及び緑地等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、景雲橋南詰の三貫地交差点南200メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

39番は、下保内地内の農地3筆、4,151平米を賃貸借権の設定により、店舗1棟及び駐車場56台の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内公園北460メートル付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、東本成寺地内の農地1筆、69.23平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和2年12月31日まで一時転用として利用したいものです。場所につきましては、総合福祉センター裏手の駐車場西50メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

41番、42番は、東鱈田地内の農地2筆、275平米及び農地1筆、300平米をそれぞれ賃貸借権の設定により、東鉄工業株式会社新潟支店が行うJR鱈田川橋梁改良工事に伴う資材置場、作業場の用地として、令和2年9月24日から令和2年11月23日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校南西540メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

43番は、今井地内の農地3筆、3,463平米を売買により取得し、工場1棟及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、刈谷田川右岸排水機場北150メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

44番は、猪子場新田地内の農地1筆、196平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条信用組合栄支店の北200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

45番は、田屋地内の農地4筆、7,894平米を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、令和2年10月1日から令和4年6月30日までの一時転用として利用したいものです。場所につきましては、白鳥の郷公苑北西1.6キロメートル付近で、農振農用地区域内の農地です。

46番は、島川原地内ほかの農地2筆、5,947平米を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、令和2年9月20日から令和4年6月19日まで一時転用地として利用したいものがございます。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場の道路を挟んだ西側で、農振農用地区域内の農地です。

10ページも併せて御覧ください。

47番から49番までの3件は、それぞれ飯田地内の農地1筆、625平米、農地2筆、883平米、農地2筆、377平米を売買により取得し、太陽光発電の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、飯田小学校北西800メートル付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1 調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数13件、面積3万265.23平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、38番、39番、43番、45番及び46番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がありませんので、お諮りをしたいと思います。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、37番、40番から42番、44番、47番から49番の案件、合計8件については許可することとし、38番、39番、43番、45番及び46番の案件、合計5件については、新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

議第6号説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと併せておわびを申し上げます。

お手元に配付させていただきました議第6号正誤表を併せて御覧願います。

11ページをお願いします。

4番の所有者、住所・氏名について、破産管財人がついておりましたので、破産管財人を追加する修正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』御説明いたします。

今月の案件は1件、面積694平米であります。

長沢地内の農地1筆、694平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地

としたいとするものです。

農振農用地区域内の農地ですが、隣接する農地も山林化しており、農地への復元は困難な状況でございます。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、件数1件、面積694平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

12ページを御覧願います。このたび租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等について相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出がありましたので、御審議をお願いするものです。

被相続人は、令和元年11月14日に死亡され、相続人の協議の結果、令和2年8月1日、遺産分割協議が成立いたしました。

農地の相続面積は、田1万4,525平米で、今回相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は、田901平米であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第8号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』御説明いたします。

13ページの議第8号参考を御覧ください。三条市農政対策協議会は、三条市における農政対策の適正な推進と農業の健全な発展を図るために設置されたものであります。市長の諮問に応じ、農業振興地域の整備に関する法律に基づくこと、農業経営基盤強化促進法に基づくことなどを調査、協議する組織であります。

現在、1番、野崎文夫委員、10番、原田勝委員及び19番、佐藤裕雄委員の3名の方に協議会委員になっていただいたところではありますが、8月21日の任期満了に当たり、新

たに委員3名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市農政対策協議会委員3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見の交換をお願いしたいと思います。

ただいまより休憩いたします。

（午前10時04分から午前10時04分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、3名全員が留任することで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

休憩中の意見交換に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、1番、野崎文夫、10番、原田勝委員、19番、佐藤裕雄委員、以上3名を推薦しますので、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思ひます。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月25日午前9時より厚生会館第2集会

室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会したいと思います。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（ 1 8 番）
